

令和6年6月12日

課名：総務部契約検査課

内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F  
商号又は名称 葉隠勇進株式会社

2 指名停止の期間：  
令和6年6月12日から令和6年9月11日まで（3ヶ月間）

3 事実概要：

公正取引委員会は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対し、令和6年5月22日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことにより、6月12日（水）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項に該当する。

ただし、行橋市指名停止等措置要綱の運用についての6別表2関係（3）より、課徴金減免制度の適用を受けた業者は、措置期間を2分の1とする。

従って、本件については、指名停止3ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（独占禁止法違反行為）の6の項該当】

措 置 要 件	期 間
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注業務に係る契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内